

28. 宇治火薬製造所 その2

用地確定から用地買収までわずか半月

—京都府知事の強権的、強引な土地買収—

フェイスブック掲載日 2021/11/8

火薬製造所建設予算が付くと、大阪砲兵工廠提理太田徳三郎はさっそく「火薬製造所の地所取調の爲め京都府下へ出張致度此段相伺」と明治27年8月31日付けで大山陸軍大臣あて電報を打っています。

国立国会図書館デジタルコレクション「明治工業史火兵篇」第十編 第八節「宇治火薬製造所」(昭和4年12月8日発行)に「明治二十七年九月、板橋火薬製造所長島川文八郎及び目黒火薬製造所長石藤豊太の兩名は陸軍省の命を帯び、太田大阪砲兵工廠提理指揮の下に製造所設立地を踏査し、材料の運搬及び水質の良否等を顧慮し、遂に地を山城國宇治郡宇治村字五ヶ庄に選定し、京都府知事井中弘の斡旋盡力に依り、直ちに約十八万坪の土地を買収せり。」とありました。

同年9月12日、大阪砲兵工廠太田提理再び京都に出張し、京都府知事井中弘に合っており、火薬製造所の場所が宇治村字五ヶ庄に決まったことを伝え、用地取得などの段取りを打ち合わせたのでしょう。

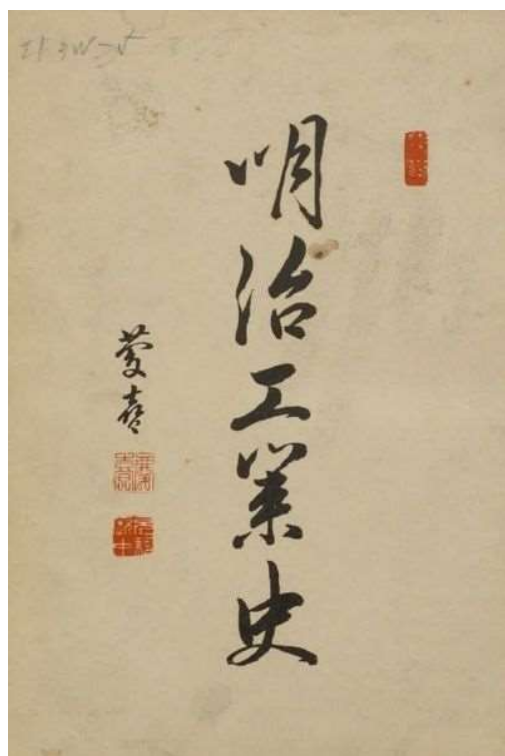
9月14日、陸軍省軍務局長及び経理局長は内務省に経過報告と京都府への対応について照会、同15日付けで内務大臣伯爵井上馨は陸軍大臣伯爵大山巖あて「火薬製造所敷地として民有地買収の件に付照会の趣了承し、本日京都府へ電報により訓令した」と回答しました。

内務省からの訓令を受けた京都府知事井中弘の動きは宇治市史第4巻に次のように記されています。

「宇治郡宇治村五ヶ庄での、甲子園球場約35個分に匹敵する56万4,300㎡(17万1,000余坪)の土地買収は、ときの京都府知事井中弘の強権的、かつ強引な方法により約一週間で終了しました。その様子は『土地の所有者共を学校に入れて外から門を緊め巡査を立番せしめ、少しでも煽動がましいことをする者はドシドシ私服巡査を尾行させて検挙』するといったものであったと、のちに関係者の懐古談が明らかにしています(明治42年8月24日付け『大朝』)。」

「征清役」遂行中の、そのための火薬欠乏という大義名分と、土地収用法をちらつかせる強権的方法により、用地買収はまたたく間に完了しました。

用地買収の監査役であった第四師団堀監督部長は10月4日に実地立会の上買収したことを見届けたと大山陸軍大臣に報告しているの、中井知事の土地買収は9月20日前後だったのか？いずれにしても、強権的、強引な土地買収が演じられた一件でした。



<p>官房第三四八號 四監四第九七七號 十月十日 陸軍第五〇〇號</p>	<p>京都府山城國宇治郡宇治村大字五ヶ庄 一合及別五拾壹町四及拾畝貳拾四步五合 陸軍第五百四十號百五拾四坪五合</p>	<p>陸軍第五百九拾貳坪五合 官有地讓渡 陸軍第五百九拾貳坪五合 民有地買収</p>	<p>右ノ各月十三日附送ニ才西六六號 街達ニ基キ 大阪砲兵工廠ノ打合ニ才大ヲ採製造所ニ地 トシテ前記ノ地積讓渡及買収致去ル四日實 地立會ニ上後、枚度致後陸軍及報告也</p>	<p>近少之、園三園主ニ目下調製中付不日進 呈ニ致候様取副申儀也 明治三十七年十月九日</p>	<p>陸軍大臣 陸軍少將 大山巖 代理 陸軍次官 児玉源太郎 殿 第四師團監督部長 堀忠之助</p>
--	---	--	--	---	--

0972

0971